

1. 件名：高浜3，4号機の特定重大事故等対処施設の工事計画に係る事業者面談

2. 日時：令和2年9月9日 10時30分～11時30分

3. 場所：原子力規制庁 原子力規制庁内会議室

4. 出席

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

岩田安全管理調査官、担当者6名

(専門検査部門)

高須統括監視指導官、担当者2名

関西電力株式会社：担当者7名

5. 要旨

(1) 関西電力株式会社から、高浜3及び4号機の特定重大事故等対処施設に係る工事の進捗状況等について、提出資料に基づき、説明を受けた。

(2) 原子力規制庁から、前回の令和2年8月28日「高浜3，4号機の特定重大事故等対処施設の工事計画に係る事業者面談」において説明を求めた事項について、本日の面談でも、既認可申請書の関連部分の記載箇所明示などの客観的な事実の提示がなく、実施済み手続の十分性等、関西電力が説明している事実関係の適切性を確認できる情報が十分に示されなかったことを踏まえ、以下の事項について前回の面談と同様の指摘を行うとともに、関西電力に対して、十分に整理・検討を行った上で、説明するよう求めた。

○本日説明を受けた高浜1，2号機設備に関して、既に実施したとしている、高浜3，4号機の重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を除く。）としての共用の手続について、既認可の設計及び工事の計画（以下「工事計画」という。）の申請範囲と共用した時期及び合格済みの使用前検査の申請範囲を明確にした上で、高浜3，4号機の当該設備に係る既認可工事計画内容と、合格済みの使用前検査における高浜1，2号機設備の位置付けとが、整合しない状態ではないことを明確にすること。

○また、高浜3，4号機の特定重大事故等対処施設に係る既許可の申請範囲を明確にした上で、当該設備の共用時期を高浜1，2号機の当該設備の工事の進捗状況を踏まえて見直すことについて、既許可との整合性も含めて説明すること。

(3) 関西電力から、了解した旨の回答があった。

なお、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」（令和2年6月24日 第12回原

子力規制委員会配付資料)に基づき、対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- ・ 高浜発電所 特定重大事故等対処施設における工事の進捗状況について（※非公開）

※ 提出資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条に定める不開示情報を含むため、平成29年4月26日原子力規制委員会「特定重大事故等対処施設に係る工事計画の審査の進め方について」を踏まえ、非公開とします。

以上